

人種差別をなくすために — 日本の課題と次の国連審査

人種差別撤廃条約（ICERD）

- 世界中から人種差別を撤廃するために作られた国際人権条約。
- 国連総会により1965年に採択、1969年に発効。
- 2026年1月現在、締約国は182カ国。
- 日本は1995年に加入。
- 締約国は、条約を国内で実施する義務がある。

人種差別撤廃委員会（CERD）

- 締約国の条約実施を監視する機関。
- 締約国の実施状況を定期的に審査、必要な措置を勧告。
- 審査には市民社会も情報提供などで参加できる。

CERDの日本審査

- 1995年の加入以降、これまで4回の政府報告書審査が行われた。
- 数多くの勧告が出されてきたが、日本による条約やCERD勧告の実施は望むようには進まず。
- 未解決の問題に関しては、同じ勧告が繰り返し出ている。（*4ページ目参照）
- 2025年、CERDは日本の次回審査に向け、事前質問リスト（LOIPR）を作成し、日本政府に送付。

1995年
日本
条約に加入

2001年
第1・2回審査

2010年
第3-6回審査

2014年
第7-9回審査

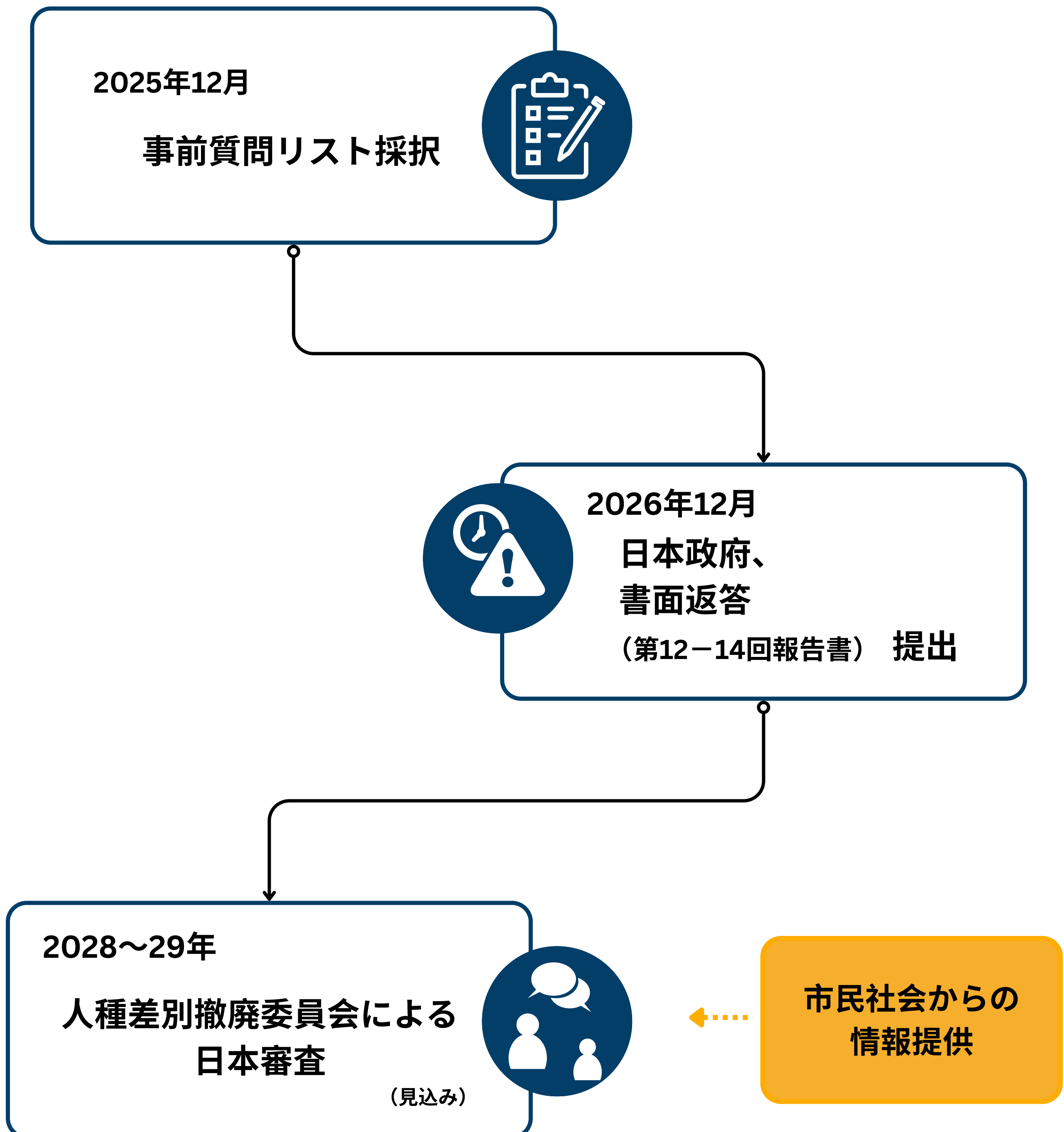
2018年
第10・11回審査

2025年
第12-14回審査
LOIPR採択

20??年
第12-14回審査

CERD による日本審査 — 今後の流れ

- 2025年12月、CERDがLOIPRを採択し、日本政府に送付。
- 日本政府は1年以内に書面（第12-14回報告書）で返答。
- 政府報告書提出後（1~2年以内）に日本審査。
- 審査に際して、市民社会からCERDに情報提供ができる。



CERD の LOIPR (2025年) で取り上げられている日本の問題

個人通報制度
の受諾

包括的な
人種差別定義

包括的差別禁止法と
救済制度

庇護申請者の退去強制、
永住権取り消し

- ヘイトスピーチ解消法の改正
- 特別措置の実施
- 裁判における条約の直接適用

独立した
国内人権機関

部落差別解消推進法、
戸籍情報濫用

国籍や在留資格と公的
プログラムへのアクセス

マイノリティ、先住民族の
意思決定への参加

差別・憎悪・扇動行為
の犯罪化

入管の措置に対する移民・
難民の苦情処理制度

外国籍者の地方参政権や
公務員就任権

- 4条a) b) の留保撤回
- ヘイトスピーチ解消法の改正
- 公人によるヘイトスピーチ
- ネットヘイト

ヘイトクライム
防止、捜査・起訴・救済

就学支援事業からの
朝鮮学校の排除

雇用における差別、
均等待遇

育成就労制度

先住民族（アイヌ・琉球）
の権利

マイノリティの子ども
の教育

移民女性労働者の
不当解雇や強制的帰国

「慰安婦」問題の
永続的解決

CERD勧告 (2018年) の実施状況 (NGOによる評価)

○...実施された、▲...取り組んでいるが不十分、×...取り組んでいない *太字勧告はこれまで何度も出されているもの

| 問題 | 評価 | 問題 | 評価 |
|--------------------------------------|----|--|----|
| 直接・間接的人種差別を禁止する、 具体的で包括的な法律の制定 | × | 在日コリアンの地方参政権と国家公務員就任 | × |
| パリ原則に基づいた、独立した国内人権機関の設置 | × | 永住者の地方公務員や教員の地位に対するアクセス確保 | × |
| 条約4条留保の撤回 | × | 朝鮮学校差別（高校無償化からの排除含む）に対する措置 | × |
| ヘイトスピーチ被害者に対する十分な救済の提供 | × | コリアン女性の複合差別やヘイトスピーチからの保護 | × |
| 包括的人種差別禁止法の制定 | × | 警察によるレイシャルプロファイリング | × |
| ヘイトスピーチ、差別・暴力の煽動の禁止、 加害者の裁判 | × | 複合差別の被害女性の実態把握や調査、統計 | × |
| インターネットやメディアにおけるヘイトスピーチ への対策 | ▲ | 先住民族やマイノリティ女性の意思決定参加の確保 | × |
| 警察官向けのヘイトスピーチ・ヘイトクライム研修 | × | 先住民族やマイノリティ女性に対する暴力への効果的対策 | × |
| ヘイトスピーチ、ヘイトクライム、暴力煽動 の調査と制裁 | × | 被害者中心アプローチによる、慰安婦問題の包括的解決 | × |
| ヘイトクライム・スピーチ被害者の細分化された統計 | × | 移民の住宅・教育・医療・雇用機会 への平等なアクセスの確保 | × |
| ヘイトクライム、ヘイトスピーチ、暴力煽動撤廃 の行動計画 | × | 外国籍者の住居および雇用への平等なアクセス | ▲ |
| ヘイトクライム、ヘイトスピーチの根本的原因への 取り組みと啓発 | × | ホテル・レストラン等、民間施設での差別対策 | ▲ |
| 琉球民族の先住民族としての権利、女性に対する暴力、 安全確保の措置 | × | 技能実習制度の適切な実施、実習生の保護 | × |
| 部落民との協議に基づいた部落民の定義 | × | 一部の永住外国人に対する、 出国前許可要件（再入国許可制度）の撤廃 | × |
| 部落差別は世系に基づく差別（条約1条） | × | 旧植民地出身者の国民年金制度からの除外、 障害基礎年金受給資格の認知 | × |
| 部落差別解消推進法の実施のための措置、効果 に関する情報 | × | 庇護申請の十分な考慮、入管収容期間の上限設置、 代替措置優先、就労許可 | × |
| 土地、雇用、結婚における部落差別と撤廃の取り組み | × | 人身取引対策強化、人身取引の犯罪化、 加害者捜査・訴追・処罰 | ▲ |
| 特措法以降の、部落民の生活実態と改善対策 | × | 条約14条における、個人通報制度の受諾 | × |
| 戸籍データ濫用事件の捜査、訴追、加害者制裁 | × | | |